

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 12 月 11 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500461号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500197号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年10月21日から同年11月1日まで
平成17年10月21日からA社で働き、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る平成17年11月分の給与支給明細書及び同社からの給与についての回答により、請求者が請求期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社から提出された請求者に係る「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」によると、請求者が平成17年11月1日に厚生年金保険及び雇用保険の資格を取得したことが確認できる。

また、A社の事業主は、請求期間について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の資格取得に関する届出は行っておらず、厚生年金保険料は控除していなかった旨回答している。

さらに、上記平成17年11月分の給与支給明細書において、1か月分の厚生年金保険料の控除が確認できるが、A社では厚生年金保険料は当月控除していたと回答しており、かつ、請求者から提出された平成19年9月分及び平成20年9月分の給与支給明細書において、9月に改定された厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、平成17年11月分の給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料は平成17年11月の厚生年金保険料であり、同年10月の厚生年金保険料であったとは認められない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500469号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500195号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年6月15日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間が、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。在籍証明書を提出するので、その期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の在籍証明書及び同社の回答から、請求期間に、請求者が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の現在の総務担当者は、請求者はパート社員であり、パート社員は、社会保険に加入させておらず厚生年金保険料も控除していなかった旨陳述している。

また、A社から提出された「パート給与支給一覧」によると、請求者に係る請求期間の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、上記「パート給与支給一覧」の差引受領額とA社から提出された領収証の金額は一致しており、請求者は、上記領収証の署名、押印は自身のものである旨回答している。

加えて、オンライン記録では、A社において請求期間に係る請求者の氏名は確認できない。このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500511号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500088号

第1 結論

平成元年2月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年2月

平成6年頃に請求期間の国民年金保険料が未納になっているとの連絡(郵送)があったので、平成6年頃にA市役所(現在は、B市役所)に設置された税金等を納めることができる窓口で納付した。請求期間が未納とされていることに納得できない。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、平成6年頃に納付したと主張しているが、請求期間の保険料を納付することができるのは平成3年3月末日までであり、平成6年の時点では、既に時効により納付することができない。このことから、制度上、納付することができない保険料について、未納との連絡が通知されたとは考え難い。

また、請求者は、納付金額について記憶がなく、未納との連絡がどこから通知されたかも不明と回答している上、請求者は、A市役所に設置された税金等を納めることができる窓口で納付したと主張しているが、B市は、市税の収納については、現年度、過年度を問わず、当該窓口(指定金融機関の市役所内出張所)で取り扱っていたが、過年度分の国民年金保険料については取り扱っていないと回答している。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500480号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500198号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月

私は、A社に平成20年8月に入社したが、同年12月に支給された賞与が厚生年金保険の記録にない。調査の上、当該賞与について、年金額に反映するよう年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者がA社の給与振込口座としていたB銀行C支店の「お取引明細表(預金)」を確認したところ、平成20年12月の給与の振込みは確認できるが、賞与の振込みは確認できない。

また、請求者と同じ商業施設D内の店舗に勤務していた同僚は、請求者より一か月早くA社に入社しているが、当該同僚の給与振込口座の「流動性預金取引明細表」を確認したところ、平成20年12月の給与の振込みは確認できるが、賞与の振込みは確認できない。

さらに、請求者と同じ平成20年8月にA社に入社した同僚は、同年12月に賞与の支給はなかったと回答している。

加えて、A社の元代表取締役に、請求者に対する賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について照会したが回答が得られない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500440号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500192号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和53年12月21日から昭和54年2月21日に訂正し、昭和53年12月及び昭和54年1月までの標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

昭和53年12月21日から昭和54年2月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者の昭和53年12月21日から昭和54年2月21日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年12月21日から昭和54年2月21日まで

私は、A社を昭和54年2月20日に退職するまで継続して勤務していた。C厚生年金基金の加入員証及び雇用保険受給資格者証を提出するので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたC厚生年金基金の加入員証、雇用保険受給資格者証及び複数の同僚の回答から、請求者が請求期間において業務内容及び勤務形態に変更はなく、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、複数の同僚は、当該事業所では退職届を受理した後に社会保険関係の届出書を作成していた旨陳述しており、請求期間当時に給与計算事務及び社会保険事務を担当していた同僚は、退職日を雇用保険の離職日として届け出ており、ほかの日付で届け出ることにはなかったと陳述している。

さらに、当該同僚は「請求者の厚生年金基金及び雇用保険の記録が昭和54年2月21日まで継続していれば、基金や雇用保険の保険料と一緒に請求期間の厚生年金保険料も控除していたと考えられる。給与計算はコンピューターで行っており、厚生年金基金と雇用保険の保険料を

控除し、厚生年金保険料のみ控除しないことはおこりえない。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社における昭和53年11月の事業所別被保険者名簿の記録及び企業年金連合会における請求期間に係る記録から、11万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和53年12月21日から昭和54年2月21日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が昭和54年2月21日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日とする届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500481号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500190号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年3月1日から平成6年3月21日まで

日本年金機構から請求期間に係る標準報酬月額が遡って訂正されているとの連絡があった。確認したところ、実際に支給されていた給与額よりも低い標準報酬月額になっているので、請求期間について標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成6年3月21日)の後の平成6年3月31日付けで、平成4年3月から平成6年2月までの24か月間の標準報酬月額について、遡って減額処理が行われていることが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日まで被保険者であった複数の同僚によると、当該事業所の経営状況は苦しかった旨回答している。

一方、A社の登記簿謄本によると、請求者は、平成6年1月31日に取締役を辞任(平成6年3月14日登記)しているが、請求期間当時の事業主及び複数の同僚によると、請求期間中は請求者が総務及び経理事務を行っており、その仕事内容に社会保険の事務も含まれていた旨回答している。

上記の状況等を踏まえると、請求者は、請求期間のうち平成6年1月31日まで取締役であった上、請求期間中は社会保険の事務を担当しており、標準報酬月額の減額処理においても関与していたことがうかがえることから、当該減額処理について請求者が知らなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与していなかったとは考え難いことから、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500521号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500196号

第1 結論

請求者のA社における平成19年7月13日の標準賞与額を23万7,000円、同年12月14日の標準賞与額を23万2,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月13日及び同年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月13日及び同年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年7月13日
② 平成19年12月14日

A社から平成19年7月13日及び同年12月14日に賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された年間賃金台帳及び賞与支払日に係る事業主の陳述から、請求者は、平成19年7月13日に23万7,000円、同年12月14日に23万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年7月13日及び同年12月14日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成27年8月20日付けで年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の平成19年7月13日及び同年12月14日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500452号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500194号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を18万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私は、A社から平成15年12月25日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がない。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る当座性貯金取引明細表、同僚が保管していた賞与明細書及び預金通帳並びに事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

請求者の請求期間に係る標準賞与額については、請求者から提出された当座性貯金取引明細表で確認できる賞与振込額より推認した厚生年金保険料控除額から18万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否か

について、当時の資料がなく不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500502号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500191号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を17万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

私は、A社から平成15年12月25日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がない。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る預金通帳、同僚が保管していた賞与明細書及び預金通帳並びに事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

請求者の請求期間に係る標準賞与額については、請求者から提出された預金通帳で確認できる賞与振込額より推認した厚生年金保険料控除額から17万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについて、当時の資料がなく不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はない

ことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500508号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500193号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を17万2,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年12月25日

私は、A社から平成15年12月25日に賞与が支給されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録がない。調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る当座性取引履歴明細表、同僚が保管していた賞与明細書及び預金通帳並びに事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

請求者の請求期間に係る標準賞与額については、請求者の当座性取引履歴明細表で確認できる賞与振込額より推認した厚生年金保険料控除額から17万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについて、当時の資料がなく不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は

ないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。